

# 課長は管理監督者！？

課長・部長

中間管理職

残業代がない

有給は無い



- 労働条件の決定その他労務管理について**経営者と一体的な立場**にある者
- 労働基準法で定められた**労働時間、休憩、休日の制限を受けない。**
- 役職名ではなく、その**職務内容、責任と権限、勤務態様等**の実態によって判断。

## ■ 「経営者と一体的な立場」とは

会社の経営方針や人材の採用・解雇、人事考課といった事柄について権限や責任を与えられていること等を意味する

- 重要な職務内容を有していること
- 重要な責任と権限を有していること
- 労働時間等の規制になじまない勤務実態であること
- 地位にふさわしい待遇がなされていること

## 肩書だけで残業代などの割増賃金が支払われていない従業員

### ■過去の判例

- サンド事件 : 人事権がなかった、勤務時間の拘束を受けていた
- ほるぷ事件 : タイムカードで勤怠管理されていた
- 日本マクドナルド事件 : 経営に関与していない、勤務時間に制限、十分な待遇ではない